

		使 用 人 数			
		技 術 関	主任技術者にはなれないが、 技術関係の業務に従事する者	事務関係使用人	合 計
営業所の名称	建設業法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は同法第15条第2号イ若しくはハに該当する者	その他の技術関係使用人			
本店	3 人	1 人	1 人	5 人	
主任技術者になることができる者					
<ul style="list-style-type: none"> <li>専ら事務（経理・営業など）に従事する者であっても、国家資格（土木施工管理技士など）を有している者は本欄に計上</li> <li>同様に、実務経験を10年以上有している者も本欄に計上（ただし証明書類がない場合、営業所の専任技術者になることは不可）</li> </ul>					
許可申請の場合は「申請日時点の人数」 決算変更届に添付する場合は「決算日時点の人数」を記載					
年度内に使用人数が変わった場合、その時点で変更届の提出は不要であるが、当該年度終了後に提出する決算変更届に、本様式を添付する					
役員、職員を問わず雇用期間を特に限定することなく雇用された者全員を計上 （法人であれば常勤の役員、個人であれば事業主本人を含む）					
「技術関係の業務」と「事務（経理・営業など）」の両方に従事する者は、 主として従事する職務の区分に応じてどちらかに計上（二重計上しないこと）					
兼業を行っている場合、専ら兼業のみに従事する者は計上しない 建設業と兼業の両方の職務に従事する者は計上する					
合 計	3 人	1 人	1 人	5 人	

記載要領

合計欄を忘れずに記載

- この表には、法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は法第15条第2号イ若しくはハに該当する者（以下「主任技術者」という。）に基づき許可の申請の場合は、当該申請をする日、法第11条第3項（法第17条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届出の場合は、当該事業年度の終了の日において建設業に従事している使用人数を、法第17条の2の規定に基づく認可の申請の場合は、譲渡及び譲受け又は合併若しくは分割をした後に、法第17条の3の規定に基づく認可の申請の場合は、相続の認可を受けた後に建設業に従事する予定である使用人数を、営業所ごとに記載すること。
- 「使用人」は、役員、職員を問わず雇用期間を特に限定することなく雇用された者（申請者が法人の場合は常勤の役員を、個人の場合はその事業主を含む。）をいう。
- 「その他の技術関係使用人」の欄は、法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は法第15条第2号イ若しくはハに該当する者ではないが、技術関係の業務に従事している者の数を記載すること。